

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年4月26日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長石井峯夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（１）評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価の基準日は平成25年1月31日であります。

（２）評価の基準

我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

（３）評価の手続

全社的な内部統制

イ．評価の範囲

全社的な内部統制は、全ての事業拠点（当社グループにおいては、当社においてはプリント基板製造装置関連、ディスプレイ及び電子部品関連、インクジェットコーター関連、太陽電池ウェーハ関連の各事業を、また、連結子会社においては1つの会社を1つの事業拠点とみなす。以下同様）については全社的な観点で評価するのが原則であります。連結子会社の売上高（連結消去後）の合計が、連結売上高に占める割合において5%未満となる場合は、財務報告に対する影響の重要性が僅少であるため、評価対象としておりません。

以上の観点から、当社のみを評価対象とし、連結子会社は評価対象外としております。

ロ．評価手続

全社的な内部統制に係る評価項目を定め、当社内部監査室による担当部署または関連部署の責任者またはこれに準ずる者に対する質問及び記録の検証等を行い、整備状況及び運用状況の両面から評価を実施しております。

決算・財務報告プロセスに係る内部統制

イ．評価の範囲

全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスに係る全社的な内部統制については、全社的な内部統制において選定した評価範囲と同一とし、固有の業務プロセスとして評価すべき項目の評価範囲については、財務報告に対する影響が僅少ではないとの判断から、見積りや将来予測を伴う重要な勘定科目に係る仕訳または項目としております。

ロ．評価手続

全社的な観点で評価すべき項目の評価手続については、決算・財務報告プロセスに係る全社的な内部統制における評価項目を定め、前述の全社的な内部統制の評価方法に準じた評価を実施しております。また、固有の業務プロセスとして評価すべき項目の評価手続については、後述の業務プロセスに係る内部統制の評価方法に準じた評価を実施しております。

業務プロセスに係る内部統制

イ．評価の範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価の対象とする事業拠点については、全社的な内部統制の評価が概ね良好であることから、重要性の判断基準として連結売上高に対する一定割合を概ね3分の2と捉え、財務報告に対する金銭的及び質的影響の重要性を考慮し、3事業拠点を評価対象としております。

なお、選定された事業拠点は「一般的な事業」を運営していると捉えられることから、売上、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としております。

ロ．評価手続

全社的な内部統制の評価を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該要点について整備及び運用の状況の評価することによって、当該業務プロセスに係る内部統制の有効性を評価しております。

なお、業務プロセスに係る内部統制の整備状況評価については、評価対象の業務プロセスを実行している事業拠点において、当社内部監査室による関連文書の閲覧、担当者への質問及び観察等を通じて評価しております。

また、業務プロセスに係る内部統制の運用状況評価については、サンプリングにより十分かつ適切な証拠を入手するとともに、必要に応じて、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を実施し、評価しております。

ITに係る内部統制について

イ．評価の範囲

評価の範囲は、全社的な内部統制と同じく当社のみとし、その中で処理金額、利用範囲、複雑性及び可用性等を総合的に検討し、当社の日常業務に使用される情報システムのうち、会計システム、債権債務システム及び生産管理システムを評価対象としております。

ロ．評価手続

評価対象として選定された情報システムに係る内部統制の整備状況については、当社内部監査室によるシステム管理者またはシステム担当者への質問及び関連文書の閲覧等を通じて判断し、評価しております。

また、評価対象として選定された情報システムに係る内部統制の運用状況については、システム管理者またはシステム担当者への質問、内部統制の記録の実証及び調査等を実施するとともに、必要に応じてサンプリングによる検証を実施し、評価しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当社代表取締役会長兼社長石井峯夫は、平成25年1月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

特記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。